

南島原市政策評価実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市が行う政策評価に関し必要な事項を定めることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施とその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策評価に関する情報を公表して市民への説明責任を果たし、もって効率的かつ効果的な行政の推進と市民の視点に立った成果を重視した行政運営の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局をいう。
- (2) 施策 行政目的を実現するために行う具体的な方策をいう。
- (3) 事業 施策を実現するための手段として実施される個々の行政活動をいう。
- (4) 政策評価 施策及び事業（以下「施策等」という。）について、その進捗管理と効果的な推進を図るため、必要性、効率性、有効性等の観点から、市長及び実施機関が行う評価をいう。

(評価の基本的な在り方)

第3条 市長及び実施機関は、市の施策等について、適時に、その効果（当該施策等に基づき実施し、又は実施しようとしている行政活動が市民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該施策等の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該施策等に適切に反映させるものとする。

- 2 市長及び実施機関は、前項の規定に基づく施策等の効果の把握に当たっては、当該施策等の特性に応じた合理的な手法を用いてこれを行い、客観的な評価を行うよう努めなければならない。

(基本方針)

第4条 市長は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、市長及び実施機関が行う政策評価の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 政策評価の実施に関する基本的な考え
 - (2) 政策評価の方法に関する事項

- (3) 政策評価の結果の反映及び活用に関する事項
 - (4) 政策評価に関する情報の公表に関する事項
 - (5) 政策評価の結果の議会への報告に関する事項
 - (6) 政策評価に関する市民の意見の取扱いに関する事項
 - (7) 政策評価を適切かつ合理的に実施するための庁内検討会議の設置に関する事項
 - (8) 政策評価の充実のために必要な措置に関する事項
- 3 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(実施機関が行う政策評価の実施)

- 第5条 実施機関は、基本方針に基づき、当該実施機関の所掌に係る施策等について自ら政策評価を行わなければならない。
- 2 実施機関は、政策評価を行うときは、評価調書を作成しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の評価調書を作成したときは、速やかに、これを市長に提出するものとする。

(市長が行う政策評価の実施)

- 第6条 市長は、基本方針に基づき、前条の規定により提出された評価調書について自ら政策評価を行わなければならない。

(評価調書等の公表)

- 第7条 市長は、基本方針に基づき、前条の規定により政策評価を実施した評価調書その他評価の結果に関する情報を公表しなければならない。

(議会への報告)

- 第8条 市長は、政策評価の結果を取りまとめた報告書を作成し、これを議会に提出しなければならない。

(政策評価の結果の活用)

- 第9条 市長は、政策評価の結果を施策等の企画立案、予算編成等に活用するものとする。

(補則)

- 第10条 この告示に定めるもののほか、政策評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日告示第58号）

この告示は、平成28年5月1日から施行する。